



2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2026年8月14日

上場会社名 unbanked株式会社 上場取引所 東
 コード番号 8746 URL <https://unbanked.jp/>
 代表者 （役職名） 代表取締役社長 （氏名） 平井 兼人
 問合せ先責任者 （役職名） 代表取締役社長 （氏名） 平井 兼人 TEL 03-6456-2670
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無：無
 決算説明会開催の有無：無

（百万円未満切捨て）

1. 2027年3月期第1四半期の連結業績（2026年4月1日～2026年6月30日）

（1）連結経営成績（累計）

（％表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％
2027年3月期 第1四半期	2,311	△11.8	△310	—	△305	—	△178	—
2026年3月期 第1四半期	2,620	50.0	122	805.1	24	△84.8	△1,277	—

（注）包括利益 2027年3月期第1四半期 △222百万円（－％） 2026年3月期第1四半期 △1,252百万円（－％）

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2027年3月期 第1四半期	△11.09	—
2026年3月期 第1四半期	△127.56	—

（2）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	％
2027年3月期 第1四半期	26,361	4,433	15.9
2026年3月期	26,883	3,300	11.3

（参考）自己資本 2027年3月期第1四半期 4,189百万円 2026年3月期 2,856百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2026年3月期	—	—	—	0.00	0.00
2027年3月期	—	—	—	—	—
2027年3月期（予想）	—	—	—	—	—

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

※ 2027年3月期の配当につきましては未定としております。

3. 2027年3月期の連結業績予想（2026年4月1日～2027年3月31日）

当社グループの業績は、相場環境の動向に大きな影響を受け、適正な業績予想を行うことが非常に難しいことから、連結業績予想の開示を控えさせていただいております。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更：無

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無

② ①以外の会計方針の変更：無

③ 会計上の見積りの変更：無

④ 修正再表示：無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2027年3月期1Q	18,192,682株	2026年3月期	13,570,982株
② 期末自己株式数	2027年3月期1Q	9,475株	2026年3月期	9,442株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2027年3月期1Q	16,138,371株	2026年3月期1Q	10,015,723株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：有（義務）

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

前述のように適正な業績予想を行うことが難しく、その開示を控えておりますが、業績数値の合理的な見積りが可能となった時点で、別途、連結業績見通し（速報値）の開示を適宜行っていく予定です。

○ 添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当四半期の経営成績の概況	2
(2) 当四半期の財政状態の概況	2
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
(4) 継続企業の前提に関する重要事象等	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	6
四半期連結損益計算書	6
四半期連結包括利益計算書	7
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	8
(継続企業の前提に関する注記)	8
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	8
(セグメント情報等の注記)	9
(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	10
(重要な後発事象)	10

1. 経営成績等の概況

（1）当四半期の経営成績の概況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、人工知能（AI）関連投資が幅広い産業において企業業績に好影響を及ぼし、世界的な株価上昇をもたらしました。一方、米国における堅調な雇用情勢や中東情勢の緊迫化に伴う原油供給への懸念を背景として、世界的なインフレ圧力は根強く、長期金利は上昇基調で推移しました。

一方、我が国経済におきましては、為替市場におけるドル高・円安傾向が続く中、輸入物価の上昇を通じて消費者物価の上昇が継続しました。また、インフレの定着と賃上げの広がりを受け、日本銀行は追加利上げや国債買入れ額の減額など、金融政策の正常化を進める姿勢を明確にしました。

このような環境のもと、金市場ではドル高および金利上昇の影響を受け、金ETFや金地金・コインへの投資需要が大きく減退しました。この結果、国内外の金価格は2026年1月に記録した史上最高値から20%を超える下落に見舞われました。こうした市場環境を背景として、金地金事業においては、顧客の金投資に対する慎重な姿勢が強まり、金地金の販売金額は伸び悩みました。

一方、ノンバンク事業においては、前連結会計年度にクラウドバンク株式会社を子会社化したことにより、融資型クラウドファンディングサービスによる売上高が大幅に増加しました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,311百万円（前年同四半期2,620百万円）となり、売上総利益は282百万円（前年同四半期は205百万円）となり、営業損失は△310百万円（前年同四半期は営業利益122百万円）となりました。経常損失については△305百万円（前年同四半期は経常利益24百万円）となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は△178百万円（前年同四半期は純損失△1,277百万円）となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

（金地金事業）

金地金事業におきましては、中長期的には上昇トレンドが続くと見込む富裕層顧客が多いものの、短期的には下落トレンドが鮮明になっていることから、購入意欲が低下し買い手控えムードが広がりました。また、金価格の急変動により、業者間市場でも混乱が生じたことから、受注を制限したことも、売上高が伸び悩む原因となりました。

この結果、売上高2,017百万円（前年同四半期比△17.3%減）、セグメント損失△29百万円（前年同四半期はセグメント利益22百万円）となりました。

（ノンバンク事業）

ノンバンク事業におきましては、既存子会社のクラウドバンク・キャピタル株式会社における不動産事業者向けの融資が好調を維持したことに加え、前連結会計年度に子会社化したクラウドバンク株式会社における系統用蓄電池事業者向けの融資も増加した一方、販売費及び一般管理費が大幅に増加しました。

この結果、売上高293百万円（前年同四半期比62.9%増）、セグメント損失170百万円（前年同四半期はセグメント利益144百万円）となりました。

（2）当四半期の財政状態の概況

資産合計は、前期末より521百万円減少し、26,361百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,241百万円、預託金402百万円増えた一方、営業貸付金が1,871百万円減少したことによるものであります。

負債合計は、前期末より1,655百万円減少し、21,927百万円となりました。これは主に顧客からの預り金が403百万円増加した一方、匿名組合出資預り金が1,982百万円減少したことによるものであります。

純資産合計は、前期末より1,133百万円増加し、4,433百万円となりました。これは主に、新株の発行及び新株予約権の行使に伴い、資本金が659百万円、資本剰余金が659百万円増えた一方、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上した結果、利益剰余金が178百万円減少したことによるものであります。

（3）連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社グループの業績は、金融市場の動向に大きな影響を受け、適正な業績予想を行うことが非常に難しいことから、連結業績予想の開示は控えさせていただいております。

（4）継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額の営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。また、当第1四半期連結会計期間も重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

このような財務状況の悪化に加え、多額の売上債権の未回収を発生させた事態は企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社グループの今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、今回の特別注意銘柄指定を受け、多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当社グループの四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,059	3,301
預託金	4,342	4,745
売掛金	0	—
商品	394	377
販売用不動産	2,222	2,224
営業貸付金	19,596	17,724
その他	604	620
貸倒引当金	△3,776	△4,070
流動資産合計	25,443	24,923
固定資産		
有形固定資産		
土地	92	92
建設仮勘定	822	825
その他	78	75
有形固定資産合計	993	993
無形固定資産		
その他	14	13
無形固定資産合計	14	13
投資その他の資産		
投資有価証券	75	75
差入保証金	261	261
固定化営業債権	1,548	1,547
破産更生債権等	9	9
その他	81	81
貸倒引当金	△1,545	△1,544
投資その他の資産合計	431	430
固定資産合計	1,439	1,437
繰延資産		
創立費	0	0
開業費	0	0
繰延資産合計	0	0
資産合計	26,883	26,361

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2026年6月30日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	330	330
未払法人税等	59	24
匿名組合出資預り金	18,410	16,428
顧客からの預り金	4,344	4,748
訴訟損失引当金	20	20
その他	304	264
流動負債合計	23,469	21,815
固定負債		
繰延税金負債	91	91
その他	21	21
固定負債合計	113	112
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	0	0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	23,582	21,927
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	759
資本剰余金	6,342	7,001
利益剰余金	△3,414	△3,592
自己株式	△3	△3
株主資本合計	3,024	4,165
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1	1
為替換算調整勘定	21	23
その他の包括利益累計額合計	22	24
新株予約権	—	30
非支配株主持分	254	213
純資産合計	3,300	4,433
負債純資産合計	26,883	26,361

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
売上高	2,620	2,311
売上原価	2,414	2,028
売上総利益	205	282
販売費及び一般管理費	83	592
営業利益又は営業損失(△)	122	△310
営業外収益		
受取利息	0	5
受取配当金	0	0
その他	0	16
営業外収益合計	0	21
営業外費用		
支払利息	—	5
持分法による投資損失	98	—
その他	0	11
営業外費用合計	99	17
経常利益又は経常損失(△)	24	△305
特別利益		
その他	—	0
特別利益	—	0
特別損失		
訴訟和解金	1,209	—
上場契約違約金	—	14
その他	—	0
特別損失合計	1,209	14
匿名組合損益分配前税金等調整前四半期純損失(△)	△1,185	△319
匿名組合損益分配額	66	△95
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,251	△224
法人税、住民税及び事業税	0	1
法人税等調整額	△4	0
法人税等合計	△4	1
四半期純損失(△)	△1,247	△226
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	30	△47
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,277	△178

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
四半期純損失(△)	△1,247	△226
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
為替換算調整勘定	—	3
持分法適用会社に対する持分相当額	△5	—
その他の包括利益合計	△5	3
四半期包括利益	△1,252	△222
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,282	△175
非支配株主に係る四半期包括利益	30	△47

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結会計年度において、2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した上、営業活動によるキャッシュ・フローも重要なマイナスの値となりました。また、当第1四半期連結会計期間も重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しております。

このような財務状況の悪化に加え、多額の売上債権の未回収を発生させた事態は企業行動規範の遵守すべき事項（業務の適正を確保するために必要な体制整備）の規定に違反し、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるため、当社株式は2026年5月26日から特別注意銘柄に指定されており、当社株式の上場廃止リスクも生じていることから、当社グループの今後の事業運営の見通しは不透明となったと評価せざるを得ません。

これらの状況により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消するために、当社をご支援頂いている株主様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援を受け、当社経営の安定化や今後の事業資金確保に向けた対応策を講じ、当該状況の解消又は改善に努め、グループ拡大に応じた経営監督体制の再構築及び事業基盤の強化を目指し、必ず当社の再生を図ってまいります。また、今回の特別注意銘柄指定を受け、多額の売上債権の未回収を発生させたという事態を厳粛に受け止め、ガバナンス及び内部管理体制の抜本的な見直しと強化を経営の最重要課題として進めるとともに、新経営体制において再発防止策を着実に実行し、その進捗状況の適切な開示を通じて、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

しかし、当社の対応策は実施途上ないし計画途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、当社グループの四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

新株の発行及び新株予約権の行使に伴い、当四半期連結累計期間において資本金が659百万円、資本剰余金が659百万円増加し、資本金が759百万円、資本剰余金が7,001百万円となっております。

(セグメント情報等の注記)

I 前第1四半期連結累計期間(自2025年4月1日至2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	金地金	ノンバンク	計		
売上高					
一定時点で移転される財	2,440	12	2,453		2,453
一定の期間にわたり移転される財	—	1	1		1
顧客との契約から生じる収益	2,440	14	2,454		2,454
その他の収益	—	165	165		165
外部顧客への売上高	2,440	180	2,620	—	2,620
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,440	180	2,620	—	2,620
セグメント利益	22	144	166	△44	122

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

II 当第1四半期連結累計期間(自2026年4月1日至2026年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	金地金	ノンバンク	計		
売上高					
一定時点で移転される財	2,017	9	2,027		2,027
一定の期間にわたり移転される財	—	1	1		1
顧客との契約から生じる収益	2,017	11	2,029		2,029
その他の収益	—	282	282		282
外部顧客への売上高	2,017	293	2,311	—	2,311
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,017	293	2,311	—	2,311
セグメント利益	△29	△170	△199	△110	△310

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年4月1日 至 2026年6月30日)
減価償却費	1百万円	3百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月14日

unbanked株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員代表社員 公認会計士 吉澤 将弘
業務執行社員

監査人の結論

監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられているunbanked株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2026年4月1日から2026年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前当連結会計年度において2025年12月に金地金取引における売上債権13.4億円が未回収となり、巨額の貸倒引当金を計上する事態に陥るなどした結果、多額な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。また、当第1四半期連結会計期間も重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上している。これらの状況に加え、会社株式が2026年5月26日から特別注意銘柄へ指定され、上場廃止リスクも生じており、今後の事業運営の見通しは不透明となっている。これらのことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが

含まれる。四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第4条第2項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。